

郡山市森林整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備を行う者に対し、福島県森林整備補助金交付要綱（平成23年7月15日付23森第684号。以下「県整備補助金要綱」という。）
、福島県森林整備事業取扱要領（平成23年7月15日付23森第685号。以下「県整備事業要領」という。）
、福島県森林環境基金森林整備事業補助金交付要綱（平成23年8月17日付23森第832号。以下「県基金事業要綱」という。）
及び福島県森林環境基金森林整備事業（森林機能維持事業）実施要領（平成28年6月15日付28森第680号。以下「県基金事業要領」という。）の規定に基づき県が補助金の交付を行う場合において、併せて市が当該森林整備を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者、補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

(補助金の交付の対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間は、令和7年1月1日から令和8年1月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第3条の対象期間の末日の属する会計年度の2月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 森林整備事業費内訳表（第1号様式）
- (2) 無花粉スギ苗事業費内訳表（第2号様式）
- (3) 福島県森林整備補助金交付決定通知書又は福島県森林環境基金森林整備事業補助金交付決定通知書の写し
- (4) 補助対象経費が確認できる書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の交付の対象者	補助金の交付の対象経費	補助金の額
県整備補助金要綱第2条に規定する事業を市内において実施し、同要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた者（公益社団法人は除く。）	県整備補助金要綱第2条に規定する事業に要する経費の内、県整備事業要領に基づく決定事業費	補助対象経費の10分の3以内で定める額 ただし、県整備補助金要綱に基づく補助金の交付決定額と合計して、県整備事業要領に基づく標準経費を超えないものとする。
	県整備補助金要綱第2条に規定する事業における無花粉スギ苗の購入に要する経費	無花粉スギ苗と少花粉コンテナ苗との価格の差額以内で定める額
県基金事業要綱第2条に規定する事業を市内において実施し、同要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた者（公益社団法人は除く。）	県基金事業要綱第2条に規定する事業における無花粉スギ苗の購入に要する経費	無花粉スギ苗と少花粉コンテナ苗との価格の差額以内で定める額

年度 森林整備事業費内訳表

(単位：h a、円)

[illegible]

年度 無花粉スギ苗木事業費内訳表

(単位：本、ha、円)

[illegible]